

2 四 教 学 第 3 8 2 号
令 和 2 年 9 月 3 日

各小中学校長 様

四万十町教育長

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に関する修学旅行中止等に係るキャンセル料の取扱いについて（通知）

日頃は、学校における感染症対策にご協力いただき、ありがとうございます。
うえのことにつきまして、下記の内容を確認の上、適切に対応いただきますよう、
また保護者の皆さまにもご周知ください。

キャンセル料の支払いについて

キャンセル料が発生する時期までに児童生徒や保護者等へ期日や旅行先の説明を行い、検討したうえで実施することを判断した場合は、以下の対応を基本とします。

- ① 実施決定日から出発日までの間に、新型コロナウイルス感染症に関連した予期せぬ事態（旅行先で感染が拡大した場合や学校内で感染者が確認された場合など）により学校全体で旅行を中止又は延期した場合に旅行事業者を支払う必要があるキャンセル料については公費で負担する。
- ② 発熱等により出席停止措置を行った児童生徒のキャンセル料についても、やむ得ないものとして公費で負担する。

*ただし、児童生徒や保護者等の個人的な事情によりキャンセルされた場合は、すべて自己負担となります。

返金方法について

キャンセル料は、町から学校長へ補助金として支払います。

※キャンセル料の補助金申請の時期については、別途お知らせいたします。

問い合わせ先

四万十町教育委員会事務局学校教育課

担当

内線